

請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領

(目的)

◇この要領は、設計変更に伴い契約変更の取扱いに関する必要な事項を定めることにより、設計変更の合理化・請負契約の迅速かつ双務性の維持等を図ろうとするものである。

(定義)

◇設計変更とは、佐賀県建設工事請負契約約款第18、19、20条、業務委託契約約款第6条及び土木設計業務等委託契約約款第18、19、20条の規定により図面又は仕様書（仕様書を兼ねた金抜設計書）を変更する必要がある場合、契約変更手続き前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に通知（指示）すること。

[1] (契約変更の範囲)

- 1 一式工事については、請負者に図面、仕様書また現場説明（入札前）において設計条件または施工方法を明示したものについては変更の対象とするが、条件明示していない（任意施工）一式工事は、原則として変更の対象としない。
- 2 現に施工中の工事と分離して施工することが、著しく困難である場合を除き、変更見込額が、請負金額の3割を超える工事は、原則として別途契約する。

[2] (変更に係る協議及び指示)

◇請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。

なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。

- 1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。
- 2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督員の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が打合せ簿（指示）に決裁し、受注者に変更指示を行う。
- 3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できることを確認したうえ、打合せ簿（指示）に図面及び仕様書等を添付して受注者に指示する。
- 4 変更指示を行ったときは、受注者より打合せ簿（承諾）を提出させる。

[3] (出来高払いの取扱)

出来高設計の算定において、変更に係るものについては以下のとおりとする。

- ①数量が増となる場合は、「元設計契約数量」が対象となる。
- ②数量が減となる場合は、「変更指示数量」が対象となる。
- ③単価が増となる場合は、「元設計単価」が対象となる。
- ④単価が減となる場合は、対象としない。
- ⑤新しく追加又は廃止されるものは、対象としない。

※出来高申請に際し、打合せ簿（変更指示）により設計変更契約が予定されているものは打合せ簿の写しを添付すること。

[4] (受注者に対する周知)

工事を発注するにあたり、入札参加者、又は随意契約による場合の契約者に対し、変更に関する取扱いについて十分周知させておくこと。

○変更請負額及び変更委託料の積算方法

(1) 請負工事及び委託業務の設計変更に伴う変更請負額は、以下の方法で算出することとする。

当初及び変更積算額（工事価格）は土木・農業土木は万円止め未満切り捨て、森林土木は千円止め未満切り捨てとする。

変更請負工事価格（B 1～B 3）は千円止め未満切り捨てとする。

1. 第1回変更

$$\text{変更請負工事価格 B 1} = \frac{\text{当初請負額 B (税込)}}{\text{当初積算額 A (税込)}} \times \text{第 1 回変更積算額 A 1 (工事価格)}$$

$$\text{第 1 回変更請負額 B 1'} = \text{変更請負工事価格 B 1 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

2. 第2回変更

$$\text{変更請負工事価格 B 2} = \frac{\text{第 1 回変更請負額 B 1' (税込)}}{\text{第 1 回変更積算額 A 1' (税込)}} \times \text{第 2 回変更積算額 A 2 (工事価格)}$$

$$\text{第 2 回変更請負額 B 2'} = \text{変更請負工事価格 B 2 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

3. 第3回変更

$$\text{変更請負工事価格 B 3} = \frac{\text{第 2 回変更請負額 B 2' (税込)}}{\text{第 2 回変更積算額 A 2' (税込)}} \times \text{第 3 回変更積算額 A 3 (工事価格)}$$

$$\text{第 2 回変更請負額 B 3'} = \text{変更請負工事価格 B 3 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

○近接工事の諸経費調整変更設計（別途取扱要領参照）

$$\text{変更請負工事価格 B 1} = \frac{\text{当初請負額 B (税込)}}{\text{当初積算額 A (税込)}} \times \text{第 1 回変更積算額 A 1 (工事価格)}$$

$$\text{第 1 回変更請負額 B 1'} = \text{変更請負工事価格 B 1 (落札率を乗じた額)} \times (1 + \text{消費税率})$$

(2) 土木設計業務等の設計変更に伴う変更委託料は、上記請負工事と同じ方法で算出することとする。

当初及び変更積算額（業務価格）は土木・農業土木は万円止め未満切り捨て、森林土木は千円止め未満切り捨てとする。

変更委託業務価格（B 1～B 3）は千円止め未満切り捨てとする。